明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○関税法第六十九条の四第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則の一部を改正する省令（経済産業六五）　一
〔告示〕
○経済センサス活動調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（総務・経済産業三）　二
○航路標識に関する件（海上保安庁二五一～二六〇）　四
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人科学技術振興機構入札、プログラムの著作物に係る登録関係　八
地方公共団体
教育職員免許状失効、押収物還付関係　九
会社その他
会社決算公告　六四

省令

○経済産業省令第六十五号

不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の四第一項及び第六十九条の十三第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、関税法第六十九条の四第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月一日

経済産業大臣　枝野　幸男

関税法第六十九条の四第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則の一部を改正する省令

関税法第六十九条の四第一項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（平成十八年経済産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「）第六十九条の四第一項」の下に「（法第七十五条において準用する場合を含む。以下同じ。）」を、同条第一号中「法第六十九条の三第一項」の下に「（法第七十五条において準用する場合を含む。）」を、「法第六十九条の二第一項第四号」の下に「（法第七十五条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「の形態」の下に「（不正競争防止法第二条第四項に規定する商品の形態をいう。以下同じ。）」を加え、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四　申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段（不正競争防止法第二条第七項に規定する技術的制限手段をいう。以下同じ。）が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラム（同条第八項に規定するプログラムをいう。以下同じ。）の実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものでなく、かつ、営業上用いられているものであること。

五　申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いているものであること。

第二条第一項第三号中「、商品の形態の内容及び商品名」を「商品の形態の内容及び商品名、同条第四号又は第五号に掲げる事項について意見を求める場合にあっては技術的制限手段の内容」に改め、同条第二項中「第三号」を「第五号」に、「同条第四号」を「同条第六号」に改める。

第三条第一項第二号中「、当該申請者に係る商品の形態の内容及び商品名」を「当該申請者に係る商品の形態の内容及び商品名、同条第四号又は第五号に掲げる事項について意見を求められた場合にあっては当該申請者に係る技術的制限手段の内容」に改める。

第四条第一項中「法第六十九条の八第一項」の下に「（法第七十五条において準用する場合を含む。）」を加える。